

## 高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト Q & A

### ● 対象プランの条件

Q 1 「地域」というと支所地域をイメージするのですが、旧高山市地域をメインに実施する活動プランであっても応募できますか？

A 高山市内全域を対象としていますので応募対象となります。

Q 2 活動プランについて、一部の地域に限定して実施するものであっても応募できますか？

A 応募対象になります。

「一部の地域」について決まりは設けておらず、例えば合併前の市町村単位や学校区単位、町内会単位などであっても認められます。

Q 3 高山市以外の地域も一体となって実施する活動プランは応募できますか？

A 市内の地域を含めて実施する活動プランであれば応募できます。

Q 4 営利を目的とした活動プランも応募できますか？

A 応募者の条件や対象プランの条件を満たしているものであれば、営利を目的とした活動プランであっても応募対象となります。

応募者の条件や対象プランの条件については「募集要項」の P.3 から P.4 をご覧ください。

Q 5 他の補助金も同時に受けて実施したいのですが応募できますか？

A 高山市の他の補助金などを同時に受けることはできないため、応募対象となりません。

他の団体（国や県など）からの補助金などを受けて実施する活動プランは応募対象となりますが、この場合は経費から補助金を差し引いた額が補助対象の経費となります。

Q 6 コロナ禍のため、開催できなかったイベントを数年ぶりに開催する場合、活動プランは応募できますか？

A 過去に行われていたイベントなどを改めて開催することは、新たに企画・実施することとはならないため、応募対象となりません。  
ただし、内容などを一変して完全に別のイベントとして新規開催される場合は応募対象となります。事前に地域政策課までご相談ください。

Q 7 事業者や団体の会員が市民である必要がありますか？

A 市内に拠点を置いていることや、市内で実施する活動プランであれば市民でなくても応募できます。  
応募者の条件については「募集要項」の P.3 をご覧ください。

Q 8 地域の祭礼などに使用する物品の保存整備に関する活動プランは応募できますか？

A 祭礼など宗教的活動に使用されるものであっても、文化資産としての価値があり※、活動が地域課題の解決を目指すものであれば応募できます。

〔 ※ 国や県、市の文化財に指定されていること、または「高山市歴史文化基本構想（文化財活用計画）」に掲載されていること 〕

なお、文化財の保存・保護のため既に補助を受けている場合や、祭り行事の運営など祭礼自体に関するものについては、応募できません。

## ● プランの対象経費

Q 9 人件費も対象経費になりますか？

A 活動プランの実施において雇用するスタッフ人件費は対象となります。

Q10 パソコンやタブレット端末などを購入して他の事業にも活用したいと考えているのですが、この場合は対象経費になりますか？

A パソコンやタブレット端末のほか、汎用性があり他の事業にも使用する物品などは対象経費となりません。ただし、他の事業には使用せず、活動プランの実施にのみ使用するものであれば対象経費となります。

これらの物品などを挙げられた場合、応募後に用途について地域政策課より聞き取りすることがあります。

補助対象経費については「募集要項」の P.5 をご覧ください。

Q11 活動プランの実施に向けて、予め購入していた物品などは対象経費になりますか？

A 補助金の交付決定日以前に発注（発生）、支払いが行われたものは対象にはなりませんので十分ご注意ください。

補助対象期間については「募集要項」の P.5 をご覧ください。

Q12 応募の時点では、物品などの金額が確定できないのですが、どうすればいいですか？

A 実情に合わせた収支の計画を立てていただくためにも、見積書を取るなど積算根拠が明確であることが望ましいです。

なお、事務用品など軽微なものに関しては、概算で積算した金額を収支予算書に記入していただければ良いです。その際は、どのようなものを購入する予定かを内訳の欄に記入してください。

記入がない場合などを含め、積算の根拠について応募後に地域政策課より聞き取りすることがあります。